

デリバティブ取引取扱規程

第1条（本規程の趣旨）

この規程は、お客様がプレジアン証券株式会社（以下「当社」という。）のオンライントレード取引システム（以下「本システム」という。）を利用して行うデリバティブ取引に係る基本的事項に関して取り決めたものです。

2 本規程に特段の定めのない事項は「オンライン取引取扱規程」によるものとします。

第2条（口座開設基準）

当社においてデリバティブ取引口座を開設することができるお客様は、以下の基準をすべて満たしているお客様とします。

- ① インターネットを利用できる環境にあること。
- ② お客様が電子メールアドレスを有すること。但しiモード等の携帯電話のメールアドレスは不可。
- ③ 当社の定める基準を満たす金融資産を有すること。
- ④ お客様に直接連絡が常時とれること。
- ⑤ 当社の定める投資経験の基準を満たしていること。
- ⑥ 先物取引に関する十分な知識があること。
- ⑦ 口座開設に必要な書類等の内容をすべて理解し、すべて差し入れていただくこと。

2 審査の結果、当社がふさわしくないと判断した場合には、口座の開設をお断りすることがあります。この場合、口座開設可否の基準・理由等に関しては、開示いたしません。

第3条（商品・取引の種類）

当社においてお客様が行うことのできるデリバティブ取引の商品の種類は以下のものとします。

- ・ 海外日経平均先物取引<シンガポール取引所>
- ・ 海外ミニ日本国債先物取引<シンガポール取引所>
- ・ SGX CNX NIFTY INDEX FUTURES<シンガポール取引所>
- ・ 海外日経平均先物取引(日本円建)<シカゴ・マーカンタイル取引所>
- ・ E-Mini S&P 500 先物取引(USドル建)<シカゴ・マーカンタイル取引所>
- ・ E-Mini NASDAQ-100 先物取引(USドル建)<シカゴ・マーカンタイル取引所>

2 お客様は各商品・取引について、新規買建て及び売建て並びに返済の注文を行うことができます。

第4条（建玉の制限）

お客様が本システムを利用して行うデリバティブ取引の注文数量および建玉の上限数量は、当

社が別途定めるものとします。

第 5 条（取引時間）

お客様はデリバティブ取引に係る売買注文を、当社が定める取引時間内に行うものとします。

第 6 条（証拠金の預託）

お客様が本システムを利用してデリバティブ取引の新規建注文を発注する場合は、その注文数量に応じた証拠金所要額を事前に当社に差し入れるものとします。また、US ドル建商品を発注する場合には原則として予め日本円にて差入れた証拠金の出金可能額を限度に US ドルへ変換指示をするものとします。

第 7 条（必要証拠金）

本システムを利用して行うデリバティブ取引の建玉 1 単位当りの証拠金所要額は、当社が別途定めるものとします。

- 2 上記の証拠金所要額は、各取引所の規程の変更に伴い変更いたします。
- 3 お客様が差し入れる証拠金は現金のみとします。
- 4 US ドル建商品の取引をする場合は、原則として予め差入れた日本円証拠金の出金可能額を限度に必要な額を US ドルへ変換する指示をするものとします。

第 8 条（証拠金所要額とその維持）

お客様の証拠金所要額は、お客様の全建玉に基づき当社が算出するものとし、お客様はその額を常時維持するものとします。

- 2 当社は証拠金所要額を通貨ごとに算出するものとします。

第 9 条（証拠金の値洗い計算等）

お客様の証拠金の値洗い計算においては、毎営業日に取引終了時のお客様の全建玉を証券取引所が算出する清算値によって通貨ごとに値洗いし、その結果を通貨ごとに評価損益に加算します。

- 2 値洗い計算の結果、証拠金不足となった場合は、証拠金不足を解消するまで、新規建注文及び、証拠金の出金はできないものとします。ただし、証拠金不足を解消した場合は、その限りではありません。

第 10 条（追加証拠金の預託）

通貨ごとに行った値洗い計算の結果等、証拠金の不足額が発生した場合には、原則として当該不足額以上の追加証拠金を入金して頂くものとします。

- 2 追加証拠金の預託は、原則としてかかる不足発生日の翌営業日午後 3 時までには全額を現金にて預託して頂くものとします。

3 US ドル建て商品に関しての不足証拠金の追加差入は、新たに預託した証拠金または出金可能額を限度とした預り証拠金残高よりお客様が USドル変換指示をするものとします。

第 11 条（追加証拠金の通知）

お客様の証拠金に不足額が生じた場合は、当社は電子メールまたは電話により、お客様に対し通知いたします。

2 当社からの連絡は原則、電子メールにて行いますが、電話にて連絡した場合において、連絡が取れない場合は、電子メールによる連絡のみをもって通知したものとし、お客様はこれを必ず確認するものとします。

第 12 条（強制反対売買）

第 10 条の規程にかかわらず、不足額以上の追加証拠金の入金を原則として翌営業日午後3時までに当社が確認できない場合は、当社は当社の定める方法により、お客様の計算においてお客様の一部又は全建玉を反対売買により決済いたします。

2 前項における追加証拠金の入金期限については、市場の状況によりお客様へ通知した上で当社の判断により繰り上げることがあります。

3 第 1 項及び 2 項における反対売買にかかる方法は、当社の任意の判断によるものとします。

4 強制反対売買の措置を講じたことにより発生した損害について、当社は一切の責を負わないものとします。

5 反対売買の結果、残債務がある場合は、お客様は当社に対し直ちに残債務の弁済を行うものとします。

第 13 条（決済）

日経平均先物取引において、取引最終日までに決済されなかったお客様の建玉は、取引最終日の翌営業日に算出される特別清算指数(SQ)により決済されます。

2 国債先物取引において、取引最終日までに決済されなかったお客様の建玉は、東京証券取引所の取引最終日の始値によって決済されます。

3 その他先物取引において、取引最終日までに決済されなかったお客様の建玉は、各取引所が定める所定の方法によって算出される特別清算指数(SQ)により決済されます。

第 14 条（決済に伴う不足金等）

デリバティブ取引の決済損金がおお客様の証拠金を上回った場合は、お客様は翌営業日午後3時までに不足金を入金するものとします。

2 デリバティブ取引の決済によりお客様の証拠金に不足額が生じた場合は、第 10 条に従い、お客様は不足額以上の追加証拠金を預託しなければならないものとします。

3 US ドル建て商品の決済に伴う不足金の解消は新たに預託した証拠金または出金可能額を限度とした預り証拠金残高よりお客様が USドル変換指示をするものとします。

第 15 条（諸経費）

お客様は、当社が別途定める取引手数料及び送金手数料等のその他諸経費を支払うものとします。

第 16 条（適用為替レート）

お客様の指示による US ドルへの変換は当社の指定する為替レートにより行います。

2 US ドル建商品のお取引により発生した為替リスクはお客様が負うものとします。

第 17 条（証拠金の入金・出金及び金銭の振込先指定方式）

お客様と当社の間において発生する金銭の授受は、お客様が指定する金融機関のお客様ご自身の名義の取引口座及び当社の指定する金融機関の取引口座を通じ、振込送金により行うものとします。

2 お客様の出金可能額は、当社が定める範囲内とします。

3 出金の申込は、当社ホームページ、お客様ページログイン後の「出金・ドル変換指示画面」を通じて行うこととします。

4 出金の申込があった場合は、原則として4営業日後のお振込みとなります。

5 振込み送金を行う場合、その都度の受領書の受入は不要といたします。

6 振込みにかかる手数料は、お客様にご負担していただきます。

7 取引される商品にかかわらず、原則として入出金は日本円にて行うこととします。

第 18 条（デリバティブ取引の制限）

お客様が法令諸規則、本規程その他当社規程または、各先物取引口座設定約諾書の規程に違反したときまたは、当社に対する債務の履行を怠ったときには、当社は直ちにお客様のデリバティブ取引を制限または禁止することができるものとします。

2 当社がお客様の取引を禁止した場合は、お客様は直ちに期限の利益を喪失します。

第 19 条（各種取引報告書）

お客様の取引が成立したときは、金融商品取引法第 37 条の4及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」第 99 条に基づき、遅滞なく契約締結時交付書面として「海外証券先物取引取引報告書兼取引残高報告書」（お取引がない場合は 1 年に 1 回以上）をお客様に交付いたします。

2 前項の報告書を交付後、15 日以内にご連絡がなかったときは、当社はその記載事項全てについてご承認いただいたものとさせていただきますので、前項の報告書を受領されたときは速やかにその内容を確認していただくものとします。

3 当社では、お客様から特にお申し出がない場合「金融商品取引業等に関する内閣府令」等に定める電磁的方法により交付するものとします。

第 20 条（登録事項の変更）

お客様は、当社に登録した氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、届出印その他の登録事項に変更があった場合は、所定の手続により遅滞なく当社に届けるものとします。

第 21 条（決済条件の変更）

お客様は、天災地変、経済事情の激変、取引所所在国の諸事情等、その他やむを得ない事由に基づいて、当社が決済条件の変更を行った場合には、その措置に従うものとします。

第 22 条（遅延損害金の支払い）

本システムを利用してお客様が行ったお取引に関して、お客様が当社に対する債務の履行を怠ったときは、当社の請求により、約定履行期日の翌日より履行日まで、債務額に所定の率を乗じた遅延損害金を当社に支払うものとします。

第 23 条（公租公課）

お客様は、デリバティブ取引に係る公租公課をお客様の負担により支払うものとします。

第 24 条（預託金銭の利息）

デリバティブ取引に関してお客様が当社に預託した証拠金、本取引により生じた売買差益金その他の本取引に関する金銭に対しては、当社はお客様に対し利子その他いかなる名目によっても対価を支払いません。

第 25 条（規程の変更）

この規程は、法令の変更、監督官庁の指示、通信システムによる変更若しくは、取引所所在国の諸事情により当社が必要と判断したときは、予告なく変更されることがあります。

平成 21 年 12 月現在
プレジアン証券株式会社